

事務連絡
平成30年12月5日

各行政機関個人情報保護担当者 殿
各独立行政法人等個人情報保護担当者 殿

総務省行政管理局
情報公開・個人情報保護推進室

貴機関がEU域内から我が国を含むEU域外に移転する個人データの取扱いについて

現在、日EU間の個人データ移転については、個人情報保護委員会において、欧州委員会と日EU間の相互の円滑な移転を図る枠組み構築に向け、必要な国内手続き完了の最終段階にあります。

EU域内から我が国を含むEU域外に個人データを移転する際には、現在、EUのGDPR (General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則)に基づき、所定の適切な保護措置を講じるか、又は本人同意その他の例外事由に該当することを根拠として移転しているところ、本枠組み構築が完了しますと、十分性認定を根拠として移転することが可能となります。

しかし、本枠組みは、個人情報保護法の適用を受ける民間事業者が対象であり、欧州委員会により公表されている十分性認定の案文によれば、行政機関等個人情報保護法の適用となる行政機関及び独立行政法人等は、本枠組みの対象とはなりません。したがって、貴機関が、EU域内から我が国を含むEU域外に個人データを移転する場合は、本枠組み構築が完了した後も、引き続き、GDPRの規定により、所定の適切な保護措置を講じるか、又は本人同意その他の例外事由に該当することを根拠とすることが必要となります。※

※ EU域内から経常的に個人データを取得する業務についてはSCC (Standard Contractual Clauses : 標準契約条項)を締結することや、経常的ではないが講師招聘や入学試験などでEU域内から講演者や受験者などの個人データを取得する場合には本人同意を得ることなどが必要となります。

また、GDPRにはいわゆる域外適用の規定があり、EU域内に拠点がない場合でも、EU域内の者に対する物品又は役務の提供等に伴って個人データを取り扱う場合は、(上記の新たな枠組みの有無に関わらず) GDPRの適用を受ける場合があります。

以上のとおり、上記の新たな枠組みが構築されても、貴機関がEU域内から個人データを取得するに際しての取扱いに変更はありませんが、下記1及び2のケースについては、今一度、御留意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. EU域内の貴機関支部から我が国を含むEU域外に個人データを移転する場合（いわゆる「越境移転」）

(1) 貴機関自らがEU域内から我が国を含むEU域外に個人データを移転（以下「越境移転」という。）する場合、その内容及び流れ等を確認してください。※

その上で、特に経常的に越境移転が存在する場合には、①当該移転の頻度、②当該移転する個人データの項目、③当該移転のEU法における法的根拠（本人同意等）について御確認ください。

※ 貴機関が我が国を含むEU域外においてEU域内の他機関から移転された個人データを受領するに過ぎない場合でも、当該越境移転についてGDPRの越境移転に関する規定が適用されることとなります。越境移転について通常は、データの移転元（EU域内の他機関）においてしかるべき手続がとられるものと考えられます。このため、本事務連絡では、留意すべきケースとして、EU域内の貴機関支部がEU域内で取得した個人データを我が国を含むEU域外に移転する場合を挙げています。

(2) 越境移転する個人データを最小化するようしてください。

(3) その上で、当該越境移転する個人データについて、移転の法的根拠（本人同意等）を確認してください。特に、継続的に個人データの移転が行われることが想定される場合、SCCの締結を含め、検討されることをお勧めします。

(4) EU域内のデータ保護当局から説明を求められた際に対応できるよう、(1)～(3)の内容について、文書化することをお勧めいたします。

GDPRにおけるEU域外への個人データ移転に係る規制の概要

EU域内から域外へ個人データを移転するには、原則、以下のいずれかを満たす場合に認められるとされています。

○十分性認定（GDPR第45条）

（欧州委員会が、移転先の国が十分なレベルの個人データ保護を保障していることを決定）

○所定の適切な保護措置を講じている場合（GDPR第46条、第47条）

・BCR（Binding Corporate Rules：拘束的企業準則）の締結

（企業グループで1つの規定を策定し、移転元の管轄監督機関が承認）

・SCC（Standard Contractual Clauses：標準契約条項）の締結

（欧州委員会が承認した契約条項に基づき、移転元と移転先との間で締結）

○明確な本人同意等、その他例外事由に該当する場合（GDPR第49条）

2. EU域内の者に対する物品・役務の提供等を行う場合（いわゆる「域外適用」）

(1) EU域内から移転を受けた個人データを、貴機関の日本国内の拠点において取り扱う場合は、日本の法令に従った取扱いが必要ですが、貴機関がGDPRの域外適用の要件を満たす場合は、貴機関の日本国内の拠点も、GDPRに従って個人データを取り扱うことが必要な場合があります。具体的には、貴機関が、以下に伴ってEU域内に所在する個人の個人データを取り扱う場合は、いわゆる域外適用によりGDPRの適用を受けるとされていますので、以下の事務とその対象となるデータについて御確認ください。

- ・EU域内の者に対する物品又は役務の提供
- ・EU域内の者の行動の監視

(2) このような取扱いがある場合、貴機関において、GDPRの規定に沿った取扱いがなされていることを確認してください。

GDPRにおけるいわゆる域外適用の規定（第3条）

第3条 地理的適用範囲

1. 本規則は、その取扱いがEU域内で行われるものであるか否かを問わず、EU域内の管理者又は処理者の拠点の活動の過程における個人データの取扱いに適用される。
2. 取扱活動が以下と関連する場合、本規則は、EU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取扱いに適用される：
 - (a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供。又は
 - (b) データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視。
3. 本規則は、EU域内に拠点のない管理者によるものであっても、国際公法の効力により加盟国の国内法の適用のある場所において行われる個人データの取扱いに適用される。

（参考）個人情報保護委員会では、GDPRに関連して、関係ガイドラインを含め、日本語で情報発信をしておりますので、御参考にしてください。

URL: <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>

総務省行政管理局

情報公開・個人情報保護推進室

03-5253-5344

hogo@soumu.go.jp